

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

R3 年度

どんな事業？

ひとり親家庭の母または父が看護師や保育士などの資格を取得するために、養成機関で 6 か月以上のカリキュラムを修業する場合、その間の生活にかかる経済的負担を軽減するために支給されるものです。

支給額は？

(1) 高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額 100,000 円
	市民税課税世帯	月額 70,500 円
	※修学期間の最後の 1 年間（その期間が 12 か月未満の時はその期間）は、月額 40,000 円の増額	
(2) 高等職業訓練修了支援給付金 (全カリキュラム修了後)	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税課税世帯	25,000 円

対象者は？

市内に住所があり、20 歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親で、下記①～⑤の要件全てを満たす方。

- ① 児童扶養手当を受給しているか又は同様の所得水準にあること
- ② 下記の資格を養成する機関において、6 か月以上のカリキュラムを修業し、当該資格の取得が見込まれる者

看護師	准看護師	保育士	介護福祉士
作業療法士	理学療法士	歯科衛生士	栄養士
調理師	理容師	美容師	市長が必要と認めた資格※

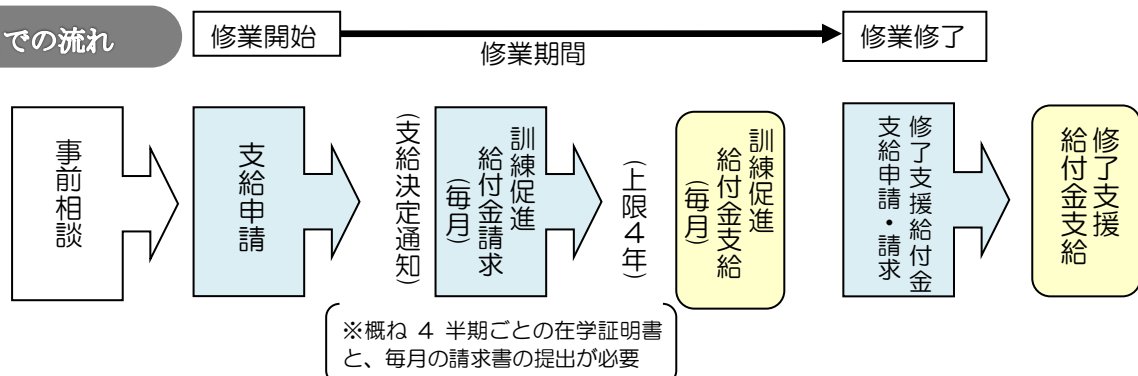
- ③ 就業又は育児と養成機関での修業の両立が困難であると認められる者
- ④ 過去にこの訓練促進給付金を受給したことがない者
- ⑤ ハローワーク等の他の制度で同様の給付を受けていない者

※就職に有利になるもので、養成機関で 6 か月以上の修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合は、情報関係の資格又は講座に限る）

事前相談について

- ・支給を希望する方は、制度内容の説明と受講内容等について事前相談を行う必要があります。
- ・ハローワークで実施している求職者支援制度で同様の給付を受けることができる場合がありますので、ハローワークへもご相談ください。

支給までの流れ



【お問合せ】 花巻市健康こども部こども家庭センター児童家庭係 電話：0198-41-3575（直通）

よくある質問

裏面

Q1. 児童扶養手当が支給停止となっていますが、給付を受けることは可能ですか。

A. 高等職業訓練促進給付金で対象としている所得は、本人の所得が児童扶養手当受給水準であることです。支給停止となっている理由が、扶養義務者の所得超過などで、本人の所得が児童扶養手当受給水準である場合は支給可能となります。

また、本人の所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後 1 年に限り受給が可能です。

Q2. 同居家族がいて、本人は市民税非課税になっていますが、支給額は非課税世帯の金額になりますか。

A. 支給額は、本人だけでなく一緒に住んでいる家族全員の市民税の課税状況によって決定します。家族の中に、市民税が課税となっている人がいる場合は、本人が非課税でも課税世帯の支給額になります。

Q3. 自立支援教育訓練給付金との併用はできますか？

A. 給付金の趣旨が異なるため、条件を満たせば併用もできます。詳しくは、事前相談の際にご確認ください。

Q4. 通信制の講座も給付対象となりますか？

A. 通信制の講座の中でもオンライン学習（同時に双方向で行われるもの）は認められています。詳しくは、事前相談の際にご確認ください。

Q5. 通信制の講座を、設定されている訓練機関より短い期間で修業した場合や、長い期間修業した場合、給付金の支給される期間はどちらになりますか？

A. 設定されている訓練機関より短い期間で修業した場合 → 実際の修業期間のみ支給
設定されている訓練機関より長い期間で修業した場合 → 設定された訓練期間を超えて修業した期間は支給対象となりません

Q6. 授業を欠席した場合や留年してしまった場合でも支給の対象となりますか？

A. 欠席や休学などで、1 日も出席していない月がある場合、その月は支給されません。
（夏季休暇などカリキュラムに組み込まれている場合は、支給の対象となります）
支給期間中に留年した場合、留年期間は支給されません。